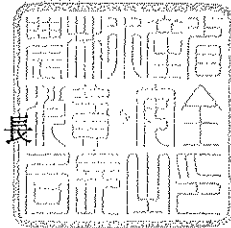


24消安第3810号
平成24年11月5日

一般社団法人ペットフード協会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



「EU向けに輸出されるペットフード等に関する証明書の発行について」の一部改正について

EU向けに我が国から輸出される食品及び飼料に関して、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け制定された、欧州委員会規則（以下「EU規則」という。）第284/2012号により求められている証明については、「EU向けに輸出されるペットフード等に関する証明書の発行について」（平成23年3月31日付け22消安第10259号）により対応しているところです。

今般、当該EU規則が廃止され、新たにEU規則第996/2012号が制定されました。これにより、福島県産以外のEU向けの食品・飼料等について、放射性物質の検査対象品目が縮小されるほか、加工品の取扱いの明確化、証明書様式の変更等がありました。

つきましては、当該通知を別紙のとおり一部改正しましたので、御了知の上、貴会会員に周知願います。

○「EU向けに輸出されるペットフード等に関する証明書の発行について」
 (平成23年3月31日付22消安第10259号農林水産省消費・安全局長通知) 新旧対照表

(下線の部分は改正箇所)

改正後	改正前
<p>別紙</p> <p>EU向けに輸出されるペットフード等に関する証明書の発行について</p> <p>第1 趣旨 東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、欧州連合(以下「EU」という。)は、平成23年3月28日から、我が国からEUへ輸出される食品及び飼料について、<u>Commission Implementing Regulation (EU) No 996/2012</u> (以下「EU規則」という。)に従い、輸出国の管轄当局が発行する証明書等を求めているところである。このため、本通知により、我が国からEUに輸出するペットフード等の証明書の発行条件及び手続について定めるものとする。</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 証明書の発行要件 次の1を満たし、かつ2から9までのいずれかの要件を満たすペットフード等について、<u>証明書を発行することとする。なお、放射性セシウム (^{134}Cs 及び ^{137}Cs) の検査をする場合のサンプリング方法及び検査機関は別途定めることとする。</u></p>	<p>別紙</p> <p>EU向けに輸出されるペットフード等に関する証明書の発行について</p> <p>第1 趣旨 東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、欧州連合(以下「EU」という。)は、平成23年3月28日から、我が国からEUへ輸出される食品及び飼料について、<u>Commission Implementing Regulation (EU) No 297/2011</u> (平成24年4月2日以降、<u>Commission Implementing Regulation (EU) No 284/2012</u>。以下「EU規則」という。)に従い、輸出国の管轄当局が発行する証明書等を求めることになったところである。このため、本通知により、我が国からEUに輸出するペットフード等の証明書の発行条件及び手続について定めるものとする。</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 証明書の発行要件 次の1を満たし、かつ2、3、4又は5のいずれかの要件を満たすペットフード等について、<u>証明書を発行することとする。</u></p>

- 1 (略)
- 2 平成23年3月11日より前に、製造されたものであること。
- 3 福島県、群馬県、茨城県、栃木県、宮城県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県及び岩手県（以下「福島県等10都県」という。）以外の地域において製造及び積み出しされるものであること（6から9までにより検査が行われるものを除く。）。
- 4 福島県等10都県以外の地域において製造され、積み出しまでの過程において放射性物質に暴露されることなく、福島県等10都県の積み出し地経由で輸出されるものであること（6から9までにより検査が行われるものを除く。）。
- 5 群馬県、茨城県、栃木県、宮城県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県及び岩手県において製造及び積み出しされるものであること。（6から9までにより検査が行われるものを除く。）
- 6 静岡県において生産又は加工された茶・きのこ類を50%以上含有するものであって、放射性セシウム（ ^{134}Cs 及び ^{137}Cs ）について検査した結果、EU規則で定められた基準未満のものであること。
- 7 山梨県において生産又は加工されたきのこ類を50%以上含有するものであって、放射性セシウム（ ^{134}Cs 及び ^{137}Cs ）について検査した結果、EU規則で定められた基準未満のものであること。
- 8 福島県において製造されるもの又は福島県等10都県において生産若しくは加工された別表1の福島県等10都県それぞれの対象品目を50%以上含有するものであって、放射性セシウム（ ^{134}Cs 及び ^{137}Cs ）について検査した結果、EU規則で定められた基準未満のものであること。
- 9 生産又は加工地が不明な原料を50%以上含有するもので、放射性セシウム（ ^{134}Cs 及び ^{137}Cs ）について検査し

- 1 (略)
- 2 平成23年3月11日より前に、生産及び加工（我が国の生産物を使用しない場合にあつては、加工のみとする。以下同じ。）されたものであること。
- 3 福島県、群馬県、茨城県、栃木県、宮城県、山梨県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、静岡県及び岩手県（以下「EU規則で定められた制限地域」という。）以外の道府県において生産、加工及び積み出しされるものであること。
- 4 EU規則で定められた制限地域以外の地域において生産及び加工され、積み出しまでの過程において放射性物質に暴露されることなく、当該制限地域の積み出し地経由で輸出されるものであること。
- 5 放射性セシウム（ ^{134}Cs 及び ^{137}Cs ）について検査した結果、EU規則で定められた基準未満であつて、測定用サンプルの採取後は放射性物質に暴露されないよう管理されたものであること。なお、サンプリング方法及び検査機関は別途定めることとする。

た結果、EU規則で定められた基準未満のものであること。

第4 証明書の申請手続

1 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 第3の3から8までに該当する場合は、製造地及び使用した原料の50%以上の生産又は加工地を確認できる書類

(6) (略)

(7) 第3の6から9までに該当する場合は、検査機関からの検査結果、その他別途定める保管記録等

2 (略)

(別記様式1)

(略)

- 1 平成23年3月11日より前に製造されたものであること。
- 2 福島県、群馬県、茨城県、栃木県、宮城県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県及び岩手県（以下「福島県等10都県」という。）以外の地域において製造及び積み出しされるものであること（5から8までにより検査が行われるものを除く。）。
- 3 福島県等10都県以外の地域において製造され、積み出しまでの過程において放射性物質に暴露されることなく、福島県等10都県の積み出し地経由で輸出されるものであ

第4 証明書の申請手続

1 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 第3の3に該当する場合は、製造地及び使用した主原料がEU規則で定められた制限地域以外のものであることを確認できる書類

(6) (略)

(7) 第3の5に該当する場合は、検査機関からの検査結果、その他別途定める保管記録等

2 (略)

(別記様式1)

(略)

- 平成23年3月11日より前に、生産及び加工（我が国の生産物を使用しない場合にあつては、加工のみとする。以下同じ。）されたものであること。
- EU規則で定められた制限地域以外の地域において生産、加工及び積み出しされるものであること。
- EU規則で定められた制限地域以外の地域において生産及び加工され、積み出しまでの過程において放射性物質に暴露されることなく、当該制限地域の積み出し地経由で輸出され

ること（5から8までにより検査が行われるものを除く。）。

- 4 群馬県、茨城県、栃木県、宮城県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県及び岩手県において製造及び積み出しされるものであること（5から8までにより検査が行われる場合を除く。）。
- 5 静岡県において生産又は加工された茶・きのこ類を50%以上含有するものであって、放射性セシウム（ ^{134}Cs 及び ^{137}Cs ）について検査した結果、EU規則で定められた基準未満のものであること。
- 6 山梨県において生産又は加工されたきのこ類を50%以上含有するものであって、放射性セシウム（ ^{134}Cs 及び ^{137}Cs ）について検査した結果、EU規則で定められた基準未満のものであること。
- 7 福島県において製造されるもの又は福島県等10都県において生産若しくは加工された別表1の福島県等10都県それぞれの対象品目を50%以上含有するものであって、放射性セシウム（ ^{134}Cs 及び ^{137}Cs ）について検査した結果、EU規則で定められた基準未満のものであること。
- 8 生産又は加工地が不明な原料を50%以上含有するもので、放射性セシウム（ ^{134}Cs 及び ^{137}Cs ）について検査した結果、EU規則で定められた基準未満のものであること。

（当てはまる項目いずれか1つに印をしてください。）

るものであること。

- 放射性セシウム（ ^{134}Cs 及び ^{137}Cs ）について検査した結果、それぞれEU規則で定められた基準未満のものであること。

（当てはまる項目1つに印をしてください。）

(別記様式 2)

ANNEX I

(略)

According to the provisions of the Commission Implementing Regulation (EU) No 996/2012 imposing special conditions governing the import of feed and food originating in or consigned from Japan following the accident at the Fukushima nuclear power station the

(authorised representative referred to in Article 6(2) or 6(3) of Implementing Regulation (EU) No 996/2012)

(略)

DECLARES that the consignment concerns feed or food

- not falling under the transitional measures** provided in the Japanese legislation (see Annex III to Implementing Regulation (EU) No 996/2012) as regards the maximum level for the sum of caesium-134 and caesium- 137
- falling under the transitional measures** provided in the Japanese legislation (see Annex III to Implementing Regulation (EU) No 996/2012) as regards the maximum level for the sum of caesium-134 and caesium-137

DECLARES that the consignment concerns

- feed or food that has been harvested and/or processed before 11 March 2011;

(別記様式 2)

(略)

According to the provisions of the Commission Implementing Regulation (EU) No 284/2012 imposing special conditions governing the import of feed and food originating in or consigned from Japan following the accident at the Fukushima nuclear power station the

(authorised representative referred to in Article 6(2) and (3))

(略)

DECLARES that the consignment concerns feed or food that

- not falling under the transitional measures** provided in the Japanese legislation (see Annex III to Implementing Regulation (EU) No 284/2012) as regards the maximum level for the sum of caesium-134 and caesium- 137
- falling under the transitional measures** provided in the Japanese legislation (see Annex III to Implementing Regulation (EU) No 284/2012) as regards the maximum level for the sum of caesium-134 and caesium-137

DECLARES that the consignment concerns feed or food that

- has been harvested and/or processed before 11 March 2011.

feed or food that originates in and is consigned from a prefecture other than Fukushima, Gunma, Ibaraki, Tochigi, Miyagi, Saitama, Tokyo, Chiba, Kanagawa and Iwate, other than tea and mushrooms originating in Shizuoka prefecture and other than mushrooms originating in Yamanashi prefecture;

feed and food that is consigned from Fukushima ,Gunma, Ibaraki, Tochigi, Miyagi, Saitama, Tokyo, Chiba, Kanagawa and Iwate prefectures, but does not originate in one of those prefectures and has not been exposed to radioactivity during transiting;

feed and food not listed in Annex IV to Implementing Regulation (EU) No 996/2012, that originates in and is consigned from Gunma, Ibaraki, Tochigi, Miyagi, Saitama, Tokyo, Chiba, Kanagawa and Iwate;

tea or mushrooms or a compound feed or food containing more than 50% of these products, originating in Shizuoka prefecture, and has been sampled on _____ (date), subjected to laboratory analysis on _____ (date) in the _____ (name of laboratory), to determine the level of the radionuclides, caesium-134 and caesium-137. The analytical report is attached;

mushrooms or a compound feed or food containing more than 50% of these products, originating in Yamanashi prefecture, and has been sampled on _____ (date), subjected to laboratory analysis on _____ (date) in the _____ (name of laboratory), to determine the level of the radionuclides, caesium-134 and caesium-137. The analytical report is attached;

feed and food listed in Annex IV to Implementing Regulation (EU) No 996/2012 or a compound feed or food containing more than 50% of

is originating in and consigned from a prefecture other than Fukushima, Gunma, Ibaraki, Tochigi, Miyagi, Yamanashi, Saitama, Tokyo, Chiba, Kanagawa, Shizuoka and Iwate.

is consigned from the prefectures Fukushima ,Gunma, Ibaraki, Tochigi, Miyagi, Yamanashi, Saitama, Tokyo, Chiba, Kanagawa, Shizuoka and Iwate, but not originating in one of these prefectures and has not been exposed to radioactivity during transiting.

is originated in the prefectures Fukushima ,Gunma, Ibaraki, Tochigi, Miyagi, Yamanashi, Saitama, Tokyo, Chiba, Kanagawa, Shizuoka and Iwate and has been sampled on _____ (date), subjected to laboratory analysis on _____ (date) in the _____ (name of laboratory), to determine the level of the radionuclides, caesium-134 and caesium-137. The analytical report is attached.

these products, that originates in Fukushima, Gunma, Ibaraki, Tochigi, Miyagi, Saitama, Tokyo, Chiba, Kanagawa and Iwate prefectures, and has been sampled on _____ (date), subjected to laboratory analysis on _____ (date) in the _____ (name of laboratory), to determine the level of the radionuclides, caesium-134 and caesium-137. The analytical report is attached;

- feed and food of unknown origin or containing more than 50% of (an) ingredient(s) of unknown origin and has been sampled on _____ (date), subjected to laboratory analysis on _____ (date) in the _____ (name of laboratory), to determine the level of the radionuclides, caesium-134 and caesium-137. The analytical report is attached;

Done at _____ on _____
Stamp and signature of the
authorised representative referred to in Articles 6(2) or (3)
of Implementing Regulation (EU) No 996/2012,

(略)

- The consignment has been accepted to be presented to the custom authorities for release into circulation in the Union
- The consignment has NOT been accepted to be presented to the custom authorities into release for free circulation in the Union

(略)

Done at _____ on _____
Stamp and signature of
authorised representative referred to in Articles 6(2) and (3)

(略)

- The consignment has been accepted to be presented to the custom authorities for release for circulation in the Union
- The consignment has NOT been accepted to be presented to the custom authorities for release for free circulation in the Union

(略)

別表1 放射性物質検査証明が必要な原料の生産・加工地及び品目

生産・加工地	分類	対象品目
福島	食品及び飼料	すべての品目
静岡	きのこ類	きのこ類
	茶	茶
山梨	きのこ類	きのこ類
9都県(群馬、茨城、栃木、宮城、埼玉、千葉、東京、神奈川、岩手)	きのこ類	きのこ類
	茶	茶(緑茶、紅茶等を含む)
	水産物	魚類(活きた魚を除く)、甲殻類、軟体動物、その他水生無脊椎動物
	山菜及び野菜	タケノコ、ミョウガ、ワサビ、サンショウ、アシタバ、フキ・ふきのとう、タラの芽、ワラビ、セリ、ぜんまい、コシアブラ、モミジガサ、くさそてつ、ギボウシ、ウワバミソウ、ギョウジャニンニク、小豆、アザミ、ボウナ、おやまぼくち、つくし、さといも、ヤーコン
	果実	ブルーベリー、ギンナン、ウメ、アケビ、かんきつ類、柿、ザクロ、カリン、ポポー、ナシ類、クリ、クルミ、マタタビ
	穀物	大豆、米